

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

平成26年11月25日（火）午後3時から午後4時55分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

- （委員）阿部潤，伊藤秀道，河道前伸子，坂本英俊，柴山千里，鈴木隆仁，曾野裕夫，
田中貴文，浪田美智枝，長谷川恭弘，堀井友二，矢萩英美（五十音順敬称略）
（説明者）札幌地方裁判所民事首席書記官安達哲也，同刑事首席書記官伊藤伸司，同事務
局総務課長田中夏樹，同事務局総務課課長補佐後藤俊宏，札幌簡易裁判所首席
書記官三上泰仁，札幌簡易裁判所主任書記官大西臣人
（庶務）札幌地方裁判所事務局長木村泰博，同事務局次長村上奉文，同事務局次長青木
仁，同事務局総務課課長補佐松藤三枝子

4 議事トピックス

- (1) 札幌簡易裁判所首席書記官から，民事調停手続の概要について説明し，委員の方
々に札幌簡易裁判所の調停室を見学していただきました。引き続き，民事調停手続
の活用方策について意見交換しました。
- (2) 札幌地方裁判所事務局総務課長から，当庁における民事調停手続の広報について
説明し，引き続き，民事調停手続の広報について意見交換しました。
- (3) 次回委員会は，「裁判員裁判について」をテーマとして協議する予定になりまし
た。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【民事調停手続の活用方策，広報について】

(1) 「民事調停手続の概要」

札幌簡易裁判所首席書記官から，民事調停手続の概要について説明した。

(2) 札幌簡易裁判所調停室の見学

(3) 協議

■ ただいまの裁判所の説明や調停室について，御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

○ 調停に代わる決定の効力はどのようなものでしょうか。

□ 調停に代わる決定は，告知してから2週間以内に当事者双方に異議がなければ確定します。確定すれば判決と同様の効力が得られます。

■ 調停に代わる決定は，もう一步で話し合いが着くというようなときに，調停に代わる決定を出して当事者の背中を押してあげることにより，紛争が解決する事案が一定程度あるということです。

○ 事案によっては難しいものもあるので，それほど多いということはないのですが，今後はもっと活用していくのだろうと思います。

○ 当事者にとっては，自分から積極的に調停に応じるとは言いたくないけれど，人から言われれば，つまり裁判所から決定が出れば，あえて拒否まではしないという微妙な心理のときには効果的な制度です。

○ 民事調停も特定調停も平成15年をピークに減っているということですが，民事調停は，多重債務の事件がピークを迎えて減少したと聞いています。特定調停も同じように多重債務の関係で減ってきたのでしょうか。

■ 特定調停もほとんどが多重債務の事案で，個人の多重債務者の債務整理に活用されていたというのが実情です。また，調停に代わる決定は，裁判所の手続ということで強制的な部分が少し残っているというところもあると思います。特定調停では調停が成立するよりも調停に代わる決定で債務整理がされることが多かったのですが，特定調停が多いときは調停に代わる決定も多かったと言えます。

なお，民事調停というのは，家事調停と違って，一般の方にはなかなか分かりづらいようです。民事には訴訟手続もあり，訴訟手続と比較すると民事調停は目立たない

というか、やや引けを取ると感じるという感じで捉えられることもあるようですので、裁判所としてはもう少し民事調停を理解してもらいたいと思うところです。調停委員をされている方で、そのように感じられたことはありますか。

○ 家事調停は市民によく理解されていると思うのですが、民事調停は、無料調停相談に来た方でも「民事って何」と聞いた人もいるくらいで、分からない方も多いようです。家事以外の全ての紛争が民事の対象になると答えたりもするのですが、例えば、お金の貸し借りの問題というように、皆さんにとって具体的な問題があれば、理解していただくのが早いのかもかもしれません。民事調停の良い点は、解決する当事者が自律的に問題に取り組めるところです。訴訟での解決は裁判所の判決という形でどうしても他律的になってしまうのですが、民事調停は、当事者が自由な話し合いにより自分で問題を解決できるという良いところがあります。日ごろから、国民の皆さんに民事調停の良いところを知ってほしいと思っています。

■ 特定調停が少なくなったのは、債務整理の事案が少なくなったということで一応説明はできるのですが、民事調停がなかなか活用されないというのは、どういうところに原因があるのか、裁判所も知りたいところです。こういうところに原因があるのではないかというようなお考えがあればお聞かせください。また、調停協会で調停相談というものをやっています、市の広報紙などにも載せていただいたりしているのですが、なかなかたくさんの方が相談に来るというところにまでは至っていません。世の中に紛争自体が減っているのならともかく、訴訟となる紛争が減っていない中で、それが調停に結びついていないのはどうしてでしょうか。

○ 皆さんが困ったときにまず何をするかというと、グーグルなどの検索サイトでの検索だと思います。キーワードを入れて、ヒットしたものをもとにどうするかを決めると思います。例えば、「お金を返す」で検索をしてみると、検索結果の上の方に、弁護士、行政書士、司法書士の方々が書いているホームページが出てきます。それを読んで、弁護士の方はいろいろやってくれるように書いてあれば、やはり弁護士に相談するのではないのでしょうか。裁判所のホームページも拝見しました。調停のQ&Aなど、丁寧に書いてあるのですが、ただこのページが検索サイトでヒットしないからここまでたどり着けないんですね。ユーザーがどういうキーワードで検索をするのか、検索サイトで上の方にヒットするように、キーワードを散りばめるなど工夫されたらよいと思います。大抵の人は、トラブルが起こったときにどうしたらよいかということで考えますから、インターネットで検索しても出てこないと、裁判所があるということに気づかないのではないのでしょうか。また、アクセスの方法ですが、申立て書類を裁判所に持って行くだけではなく、電子申請ができるようになれば、利用のハード

ルが下がるのではないのでしょうか。ハードルが低くなれば、利用する方も増えていくのではないのでしょうか。

- 調停は訴額の制限がなく、140万円以上でも簡裁でできます。例えば、消費者紛争や労働紛争なども対象になるのですが、そういう事件がなかなか増えていないというのが現状です。裁判所の事件に関与している弁護士、司法書士の立場から見て、こういう点が分かりづらいから件数が少ないのではないかなどの御意見はありますか。
- 弁護士として、調停制度が優れていることは実感しています。賃貸借契約解除による建物明渡事件で、調停委員の方が確か不動産鑑定士だったと思いますが、立ち退き後の引越先について、この辺の土地ならこうだとか、どこに引っ越せばいくらとか、かなり詳細な知識を持っていたため、調停がスムーズにまとまった経験があります。このように調停制度は優れており、それをどうやって広めていくかという課題だと思います。
- 調停の件数が激減したのは、司法制度改革により平成15年に司法書士に簡裁の代理権が与えられ、債務整理案件に司法書士が入ってきた関係で件数が落ちたのだと思っています。調停が優れていることは事実ですが、以前特定調停では将来利息が付与されているが、弁護士の債務整理では付与されない、これについては改善されたのですが、特定調停では過払い金があっても払われず、弁護士は過払金事件で請求していたという大きな違いがあり、その後、特定調停事案が司法書士の方にも流れて来て、件数が減ったという背景があると思います。また、これは改善できるかどうかは分かりませんが、役所の場合は、開庁が平日の日中という大きな壁があり、そこが民間の司法書士、弁護士とは違うのだと思います。私たちは平日の夜でも相談を受けたりしていますので、可能であれば、土日や平日の夜に期日を行うということを考えてもよいと思います。
- 休日のニーズがあるということですね。司法書士が代理人として担当するのは、訴訟と調停であれば、訴訟の方が多いのでしょうか。
- 件数的には訴訟が多いと思います。訴訟になってから和解になることもあります。
- 消費者関係の紛争は、訴訟より調停の方がなじむのではないかという意見もありますが、いかがでしょうか。
- 各地の消費者センターに来る案件で解決が難しいものは、法テラスや弁護士の無料法律相談など、いろいろな所を紹介しており、そこで調停を紹介している事例も増えていると思います。ただ、やはり時間の関係ですね。消費者センターは従前5時までだったのですが、今は7時まで延長するようになり、その中で新たな相談も来ています。

- 一方または双方に代理人が付いている調停と、当事者のみの調停との比率はどれくらいですか。
- 明確な数字は持ち合わせていませんが、代理人が付く方が多いと思います。最初から弁護士が付いて申し立てられる事件も多いです。代理人はほとんどが弁護士で、司法書士の関与は年間数件程度です。
- 調停事件で本人の申立てが少ないというのは、昔からの傾向ですか。
- おそらく昔は、ほとんどが本人申立て事件であったと思います。現在では、弁護士会の間口が広くなったり、また法テラスもあり、弁護士などの専門家が関与する割合が増えて来たと思います。ご近所のトラブルや貸金などの身近なトラブルについては本人申立ての割合が減っているという感覚はあまりないのですが、全体の比率としては弁護士の比率が増えていると思います。
- 弁護士の関係で簡裁の調停が増えているのですか。
- 増えているのではないかと思います。
- 本日、司法研究報告書のサマリー版という資料をお配りしております。裁判所では、調停の紛争解決機能を強化していく取組を行っています。足して2で割るだけの解決案では新しい紛争に対応できないものもあるということで、全ての事案ではないのですが、事案の類型によっては法的観点を全面に出して解決案を提示していくという取組です。札幌簡裁でもこういった取組をしています。
- 機能強化の関係でお話しますと、以前この委員会では、建築訴訟事件についてどういう形で取り組んでいるかを紹介しました。その一つとして、調停を利用して専門家の調停委員に関与していただき、訴訟事件を早期に合理的に解決していくことを御紹介させていただきました。現在、地裁と簡裁と兼務している建築専門の調停委員は28名おり、専門家調停委員44名の過半数が建築士の調停委員ということになりますので、建築関係の事件に関しては、札幌は特に充実しているといえます。地裁の訴訟事件も、建築士の方に関与していただくことにより有効な解決ができておりました。調停成立と調停に代わる決定を合わせて約7割くらいが話し合いによって解決しています。その調停委員は簡裁の調停委員としても併任されています。また、民事の調停官も、建築集中部の勉強会にご出席いただいております。建築という専門的な事案でも、調停という形で簡易裁判所の方に申し立ててもらえれば、専門家の調停委員もおり、調停官も大変意欲を持って取り組んでおられますので、調停において解決できる事件があるのではないかと感じています。

(4) 「民事調停の広報」

総務課長から、今年度の当庁における民事調停手続の広報活動について紹介した。

(5) 協議

■ ただいまの説明について、何かご質問やご意見はありますか。

○ 今年に入ってから昨日までの新聞で「民事調停」という言葉が何回出てきたか調べたところ12回でした。裁判所というと、刑事裁判などの裁判手続が中心で、調停という言葉が出ることは少ないと思います。特に一般市民の方々は、おそらく裁判所で調停をやっているというイメージがあまりないと思います。トラブルがあったら裁判所のことを思い浮かべるようにしていかなければならないと思うのですが、リーフレットなどを見ても、具体的なイメージが湧きにくいのではないのでしょうか。お金のトラブルや交通事故の損害というように書いていますが、もう少し突っ込んで、このようなケースはこんな手続ができるというように、具体的なイメージの湧きやすい広報をしてほしいと思います。マスメディアで取り上げるとしても、そういうことがベースにあって取材させていただくと、伝えやすいと思います。

○ 裁判所の取材をしていたときは、民事や刑事の裁判をいろいろと見ましたが、民事調停は90年も歴史があるのに、それほど認知されていないと思いました。少額訴訟が始まった時は、マスコミはこぞって記事を書いたと思います。そのように記事になる機会があれば、一般に認知されていくと思います。例えば、去年までとはここが違うということなど、データも含めて裁判所がどんどんマスコミにPRしてもらえると良いと思います。知らない部分のデータは面白く感じますので、そういうものを付けてマスコミにリリースしていただければ良いと思います。また、平成15年度から件数が減っているということですが、ここまで増やしたいというような目標数値はあるのでしょうか。また、弁護士等に頼むことが多いということでしたが、それならば弁護士や司法書士にPRの方が先なのかとも思います。それとも一般の方を対象とするなら、面白さを交えてやらないと、新聞でもテレビでも伝えにくいと思います。

■ 調停は絵になりづらい地味な手続で、しかも非公開ということで、刑事裁判のようになかなかリアリティを持って受け止めていただくのが難しいようですね。

□ 特に数値目標を掲げて広報をしているということではなく、調停手続を知らない人が一定程度いるのではないかと、そういう人に調停手続を知ってもらい、困ったときに利用してもらいたいという思いです。ターゲットについては特に決めているわけではないのですが、やはり効果が大きと思われる弁護士会、司法書士会の研修会に裁判所から講師を派遣していくことで、調停手続を更に深く理解してもらい、より具体的なイメージをつかんでもらおうとしました。個々の具体的な案件を用いた説明は、非公開の手続というところもあり、なかなか説明しづらいところではありますが、個人を特定することなく、説明したと聞いています。

- 地裁の民事事件では、近隣紛争などでもいきなり訴訟を起こされているものもあります。訴訟になっても、結局、話し合いという形に持つて行くことが多いので、もう少し前に弁護士さんが調停を一度やってみていただけると、ぎくしゃくせずに調停の段階で解決できたのではないかと思われる案件もあります。弁護士や司法書士に、調停が良いものであると伝えるのは効果が大きいと思います。一般の方については、解決方法が分からなくて我慢してしまうことがあると思うので、そういう人に利用してもらうという二つの観点があると思います。
- 消費者センターの相談員を対象とした研修にもぜひ調停の話をしていただきたいと思います。相談員は入れ替わりもありますので、継続的に実施していただければと思います。以前は消費者センターも、一般の方にはあまり知られていませんでしたが、いろいろな所で紹介されることにより、名が知られるようになりました。調停もいろいろなところで使うことにより、広まっていくと思いますので、インターネットなどの何らかの形で積極的に使っていくと良いと思います。
- 一般の人に向けて、簡易裁判所に手続案内センターがあるということを宣伝していますか。裁判所には手続案内センターがあり、訴訟や調停について親切に教えてくれるということですので、どんどん宣伝していくと良いと思います。ADR法ができたことにより、裁判所の司法型の調停だけではなく、いろいろなところと競合することになりますので、一般の人に裁判所の手続は簡単にできるということを分かっていたくために、手続案内センターのことを知らせていくと良いと思います。
- 件数が減っているということですが、統計資料を見ると一時期増えていたのが落ち着いたということでもあるのでしょうか。ニーズの掘り起こしが必要だということですが、一般の方が裁判所に来るのは、市役所等に行くのと比べると雰囲気も違ってハードルが高いと思います。弁護士に相談する段階になっているような紛争を抱えた人や、行こうという気になっている人を対象として広報する方策が効果的だと思います。また、例えば北海道では、「除雪トラブルといえば民事調停」など、一般の方をつかめるものがあれば効果的かと思います。
- 雪の関係であるとするれば、屋根からの落雪や、敷地に排雪されたなどの事件ですね。
- 業者さんが除雪をやってくれないというような話は聞いたことがあり、実際に取材することもあります。隣の家とのトラブルなどは、なかなか取材の対象にならないので分からないですね。
- 調停は非公開手続ではありますが、典型的な例は紹介していけるのではないのでしょうか。そうであれば、このような場合には調停ということ伝えていくと良いと思います。

○ 建物の屋根からの落雪の事件では、建築家の調停委員は、建物として落雪に対してどう対応すべきかという知見も持っていますので、雪止めをどうするか、行政の規程はどうかなどの専門的な知見を交えて、専門家調停委員のアドバイスをもらうことができると思います。

■ ありがとうございました。

(6) 次回のテーマについて

今回は「裁判員裁判について」をテーマで、施行から5年経過した裁判員裁判について、裁判員の精神的な負担の軽減や量刑の問題等を説明のうえ、制度の運用をより良くするための協議をしたいと思います。

(7) 次回の予定について

今回は、平成27年5月25日（月）午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。